

3	9. ルーフドレン	※水はけよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填する <3.8.3>	4	3. 浮き部改修	・ モルタル塗り仕上げ <4.4.4><4.4.8~15>	4	6. 外壁用塗膜防水材塗り <4.1.5><4.2.2><4.8.2><表4.2.6>	5	6. 鋼製軽量建具 <5.5.2~4><表5.5.1>
		部材の種類 <3.9.2><表3.9.1> ・ 押出 250形 ・ 押出 300形 ・ 押出 350形 ・ 板材折曲げ形 (・オーブン形式 ・ シール形式) 付属部品の材料、角各部並びに突当り部等の役物は、笠木本体製作所の仕様による。 表面処理 <3.9.2><表5.2.2> ※ BB-1種 ・ BB-2種			・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・ アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法				
10.	アルミニウム製笠木	※水はけよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填する <3.8.3>	4	3. 浮き部改修	・ タイル張り仕上げ <4.5.4><4.5.7~15>	4	7. 壁仕上げ既存塗膜等の除去及び下地処理 <4.6.3>	5	7. ステンレス製建具 <5.6.2>
		※ シール工法 ※ 樹脂注入工法 ※ Uカットシール材充填工法			・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・ アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法				
11.	防水保証	アスファルト防水、改質アスファルトシート防水及び合成高分子系ルーフィングシート防水の保証期間は、引渡しの日から10年間とし、メーカー・施工業者との連名の上、保証書を提出する。 塗膜防水及びケイ酸系塗布防水については、メーカー・施工業者が通常定めている期間とし、保証書を作成し提出する。	4	3. 浮き部改修	・ モルタル塗り仕上げ <4.2.2><4.3.4~6>	4	7. 壁仕上げ既存塗膜等の除去及び下地処理 <4.6.3>	5	8. 木製建具 (16.7.2~4)
		※ シール工法 ※ 樹脂注入工法 ※ Uカットシール材充填工法			・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・ アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法				
1.	ひび割れ部改修	・ コンクリート打放し仕上げ <4.2.2><4.3.4~6>	4	4. タイル張り	・ タイル張り仕上げ <4.2.2><4.5.5~8><4.5.16>	4	3. 網戸	5	9. 建具用金物 <5.7.2><表5.7.1>
		※ シール工法 ※ 樹脂注入工法 ※ Uカットシール材充填工法			・ タイル張り仕上げ <4.2.2><4.5.5~8><4.5.16>				
2.	欠損部改修	・ シール工法 ※ 樹脂注入工法 ※ Uカットシール材充填工法	4	4. タイル張り	・ タイル張り仕上げ <4.2.2><4.5.5~8><4.5.16>	4	3. 網戸	5	10. 自動ドア開閉装置 <5.8.2><表5.8.1~2>
		※ シール工法 ※ 樹脂注入工法 ※ Uカットシール材充填工法			・ タイル張り仕上げ <4.2.2><4.5.5~8><4.5.16>				
3.	欠損部改修	・ シール工法 ※ 樹脂注入工法 ※ Uカットシール材充填工法	4	4. タイル張り	・ タイル張り仕上げ <4.2.2><4.5.5~8><4.5.16>	4	3. 網戸	5	11. 重量シャッター <5.10.2><表5.10.1>
		※ シール工法 ※ 樹脂注入工法 ※ Uカットシール材充填工法			・ タイル張り仕上げ <4.2.2><4.5.5~8><4.5.16>				
4.	欠損部改修	・ シール工法 ※ 樹脂注入工法 ※ Uカットシール材充填工法	4	4. タイル張り	・ タイル張り仕上げ <4.2.2><4.5.5~8><4.5.16>	4	3. 網戸	5	12. 軽量シャッター <5.11.2~4><表5.11.1>
		※ シール工法 ※ 樹脂注入工法 ※ Uカットシール材充填工法			・ タイル張り仕上げ <4.2.2><4.5.5~8><4.5.16>				
5.	欠損部改修	・ シール工法 ※ 樹脂注入工法 ※ Uカットシール材充填工法	4	4. タイル張り	・ タイル張り仕上げ <4.2.2><4.5.5~8><4.5.16>	4	3. 網戸	5	13. オーバーヘッドドア <5.12.2~3>
		※ シール工法 ※ 樹脂注入工法 ※ Uカットシール材充填工法			・ タイル張り仕上げ <4.2.2><4.5.5~8><4.5.16>				
6.	欠損部改修	・ シール工法 ※ 樹脂注入工法 ※ Uカットシール材充填工法	4	4. タイル張り	・ タイル張り仕上げ <4.2.2><4.5.5~8><4.5.16>	4	3. 網戸	5	14. ガラス <5.13.2><5.13.3>
		※ シール工法 ※ 樹脂注入工法 ※ Uカットシール材充填工法			・ タイル張り仕上げ <4.2.2><4.5.5~8><4.5.16>				

7. アンカーボルト	(7.2.4)		種別		適用箇所	
	A種		B種		C種	
8. 既存部分の撤去	既存仕上げの撤去範囲 ※ 図示		※ 図示		(8.22.2)	
	既存躯体の撤去範囲 ※ 図示		※ 図示		(8.23.5)	
1. 工法	溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法		溶接金網の継ぎ手 ※ 重ね継ぎ手		(8.23.6)	
	コンクリート及び構造躯体用のモルタルの打設		圧入工法		(8.23.6)	
2. 既存部分の撤去	鋼板巻き工法		帯板巻き付け工法		(8.23.2)	
	既存仕上げの撤去範囲 ※ 図示		既存躯体の撤去範囲 ※ 図示		(8.23.2)	
1. スリットの種類	完全スリット		部分スリット		(8.25.1)	
	耐火材の使用		使用しない		(8.25.2)	
2. スリットの充填材	耐火材の使用		使用しない		(8.25.2)	
	遮音材の使用		使用しない		(8.25.2)	
1. 連続繊維シート	下地処理		ひび割れ部改修範囲		(8.2.13)(8.24.6)	
	連続繊維補強材の強度試験		引張強度試験		※ JIS A 1191 (コンクリート用連続繊維シートの引張試験方法)による	
1. 埋戻し及び盛土	埋戻し及び盛土		A種 適用場所 ()		(8.28.3)	
	B種 適用場所 ()		C種 適用場所 ()		土質 ()	
2. 建設発生土の処理	構内指示の場所に敷きならす。		構内指示の場所にたい積する。		(8.28.3)	
	構外指示の場所に搬出する。		受渡場所 ()		(8.28.3)	
3. 有害物質含有調査	有害物質の含有を調査する。		調査範囲及び項目		※ 図示	
	鋼矢板等の抜き後の処理		山留めの存置		(8.28.3)	
4. 山留めの撤去	鋼矢板等の抜き後の処理		山留めの存置		(8.28.3)	
	材料		※再生クラッシュラン		(8.2.15)(8.28.4)	
5. 砂利地業	厚さ及び適用範囲		※60		(8.2.15)(8.28.4)	
	厚さ		※50		(8.2.15)(8.28.4)	
6. 捨コンクリート地業	厚さ		※50		(8.2.15)(8.28.4)	
	厚さ		※50		(8.2.15)(8.28.4)	
7. 床下防湿層	材料		※ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上		(4.6.2)	
	施工範囲		※図示		(4.6.5)	
1. 石綿含有建材の除去工事	施工調査		※石綿含有建材の事前調査		(9.1.1, 3~5)	
	分析による石綿含有建材の調査		分析対象		(9.1.1, 3~5)	
9.1.1 環境(石綿含有建材の処理工事)	分析対象		アクチノライト、アモサイト、アソフライト、クリソライト、クロソライト、トレモライト		(9.1.1, 3~5)	
	分析方法		定性分析方法		(9.1.1, 3~5)	
9.1.2 環境(断熱材)	断熱材の打込み及び現場発泡工法		種別		(19.9.2)(19.9.3)	
	A種		B種		(19.9.2)(19.9.3)	
1. 断熱材	測定点		測定時期		(19.9.2)(19.9.3)	
	測定場所		測定箇所		(19.9.2)(19.9.3)	
1. フリーアクセスフロア	種別		A種		(20.2.2)	
	B種		C種		(20.2.2)	
1. 再生材	※使用する		※使用しない		(22.1.3)	
	盛土材料		A種 ※B種		(22.2.3)	
2. 盛土材料	※使用する		※使用しない		(22.1.3)	
	フィルター層		※砂		(22.2.2)(22.2.3)	
3. フィルター層及び凍上抑制層用材料	※使用する		※使用しない		(22.1.3)	
	凍上抑制層		※再生クラッシュラン		(22.2.2)(22.2.3)	
4. 路床安定処理	※使用する		※使用しない		(22.1.3)	
	普通ポルトランドセメント		高炉セメントB種		(22.2.2)(22.2.3)	
5. 砂の粒度試験	※行わない		※行う		(22.2.3)	
	路床土の支持力比(CBR)試験		※行わない		(22.2.5)	
6. 路床土の支持力比(CBR)試験	※行わない		※行う		(22.2.5)	
	路床の締固め度の試験		※行わない		(22.2.5)	
7. 路床の締固め度の試験	※行わない		※行う		(22.2.5)	
	路盤材料		※再生クラッシュラン RC-40		(22.3.3)(表22.3.1)	
8. 路盤材料	※再生クラッシュラン		RC-40		(22.3.3)(表22.3.1)	
	路盤の締固め度の試験		※行う		(22.3.5)	
9. 路盤の締固め度の試験	※行わない		※行う		(22.2.5)	
	路盤の締固め度の試験		※行わない		(22.2.5)	
10. アスファルト舗装	加熱アスファルト混合物の種類		(22.4.2)(22.4.4)(表22.4.4)		(22.4.2)(22.4.4)(表22.4.4)	
	表層		※再生密粒度アスファルト混合物(13)		(22.4.2)(22.4.4)(表22.4.4)	
11. コンクリート舗装	※再生密粒度アスファルト混合物(13)		※再生粗粒度アスファルト混合物(20)		(22.4.2)(22.4.4)(表22.4.4)	
	※再生粗粒度アスファルト混合物(20)		※粗粒度アスファルト混合物(20)		(22.4.2)(22.4.4)(表22.4.4)	
12. カラー舗装	※再生粗粒度アスファルト混合物(20)		※粗粒度アスファルト混合物(20)		(22.4.2)(22.4.4)(表22.4.4)	
	舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする		アスファルト混合物等の抽出試験		(22.4.6)	
13. 透水性アスファルト舗装	※使用する		※使用しない		(22.5.3)	
	※使用する		※使用しない		(22.5.3)	
14. ブロック系舗装	※使用する		※使用しない		(22.5.3)	
	※使用する		※使用しない		(22.5.3)	
15. 砂利敷き	※使用する		※使用しない		(22.5.3)	
	※使用する		※使用しない		(22.5.3)	
16. 区画線	※使用する		※使用しない		(22.5.3)	
	※使用する		※使用しない		(22.5.3)	
1. 可動間仕切(パーティション)	構造形式による種類		スタッド式(内蔵)		(20.2.3)	
	構成基材		アルミニウム合金系		(20.2.3)	
2. 移動間仕切(スライディングドア)	パネルの操作手法による種類		規定しない		(20.2.4)	
	パネル表面材の材質及び仕上げ		製造所仕様の化粧鋼板(標準色)		(20.2.4)	
3. トイレブース	表面材		メラミン樹脂系化粧板(標準色)		(20.2.5)	
	幅木		ステンレス製 H=60		(20.2.5)	
4. 階段滑り止め(ノンスリップ)	材種		ステンレス(SUS304)		(20.2.6)	
	取り付け方法		※接着工法		(20.2.6)	
5. 床目地棒	ステンレスFB(SUS304)		t5~6×H12		(20.2.7)	
	耐湿鏡		t=5		(20.2.9)	
6. 鏡	衝突防止表示		H/L仕上げ Φ30程度		(20.2.10)	
	誘導標識		市販品		(20.2.10)	
7. 表示	衝突防止表示		H/L仕上げ Φ30程度		(20.2.10)	
	誘導標識		市販品		(20.2.10)	
8. 点検口	衝突防止表示		H/L仕上げ Φ30程度		(20.2.10)	
	誘導標識		市販品		(20.2.10)	
9. 点検口	衝突防止表示		H/L仕上げ Φ30程度		(20.2.10)	
	誘導標識		市販品		(20.2.10)	
1. 一般事項	試験採取および測定は、厚生労働省の「室内空気中化学物質の採取方法及び測定方法」(以下「厚生省の測定方法」という。)		の新築住宅の例に準拠して行う。		(20.2.10)	
	測定対象化学物質は、下記4)1), 2)の区分に従い、表の①から⑭の14物質及びTVOc又は表の①から⑨の9物質及びTVOcとする。		測定対象化学物質及び室内濃度指針値		(20.2.10)	
2. 測定対象化学物質	測定対象化学物質は、下記4)1), 2)の区分に従い、表の①から⑭の14物質及びTVOc又は表の①から⑨の9物質及びTVOcとする。		測定対象化学物質及び室内濃度指針値		(20.2.10)	
	測定対象化学物質は、下記4)1), 2)の区分に従い、表の①から⑭の14物質及びTVOc又は表の①から⑨の9物質及びTVOcとする。		測定対象化学物質及び室内濃度指針値		(20.2.10)	
3. 測定方法	1) クロマトグラム上で「n-ヘキサン」から「n-ヘキサデカン」までの部分に検出される物質のピーク値を「トルエン」に換算した値をTVOc濃度とする。		2) トルエン換算で2.0μg/m3未満のピークは測定の対象としない。		(20.2.10)	
	3) 上位10ピークについて物質を特定して濃度の測定を行う。		表 測定対象化学物質及び室内濃度指針値		(20.2.10)	
4. 測定する室	1) 14物質及びTVOc濃度を測定する室等		室名:		(20.2.10)	
	2) 9物質及びTVOc濃度を測定する室		室名:		(20.2.10)	
5. 測定結果等報告書の提出	次の事項を記載した報告書を2部提出する。		1) 測定結果(アセトアルデヒドについては、試験採取時の気温が20℃に満たない場合には、「厚生省の測定方法」に定める計算式で20℃、湿度50%に、ホルムアルデヒドについては25℃、湿度50%に補正した濃度を報告すること。)		(20.2.10)	
	2) 試験採取時の状況(気温・湿度(屋外、室内)、天候、風の状況、日射進入状況、採取年月日・時間、窓の開閉状況、機械換気量、工事完成から試験採取までの日数)		3) 試験採取方法、測定方法、使用した測定機器		(20.2.10)	
6. その他	4) TVOC濃度の算出に使用したクロマトグラムの写し		表の化学物質①から⑤のうち、いずれかの物質の濃度が室内濃度指針値を超える場合は、工事目的物の引渡しを受けない。		(20.2.10)	
	TVOcの測定の結果、暫定目標値を超える場合は、発生原因の究明及び汚染物質の発生を低減するための対策について、協議を行うこと。		TVOcの測定の結果、暫定目標値を超える場合は、発生原因の究明及び汚染物質の発生を低減するための対策について、協議を行うこと。		(20.2.10)	
宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号		設計年月日		調査者氏名		
宮城県土木部営繕課		設計者氏名		工事名称		
電話 022-211-326 (FAX 022-211-3190)		図面名称		全業		
宮城県土木部営繕課		特記仕様書(4)		図面 No.		